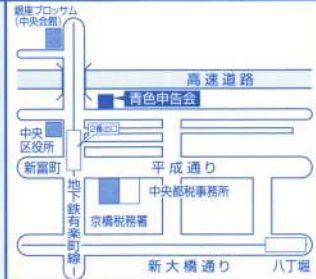


京橋 青色 だより



一般社団法人

京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675

青色申告の特典について

記帳・仮決算のご準備はいかがでしょう。今年もあとわずかとなりました。お早めに仮決算をし、ご自分にとって有利な青色申告の特典をご活用下さい。黒字決算の場合と赤字決算の場合の特典の活用についてご説明いたします。

黒字の場合

1 青色申告特別控除の選択

事業から生じた所得から各要件により控除を受けることができます。

控除額	要件	節税額
10万円	簡易簿記	15000円
55万円	複式簿記	82500円
65万円	複式簿記+電子申告 又は 電子帳簿保存	97500円

※税額は所得税の最低税率5%と地方税10%の合計で計算しています。

赤字の場合

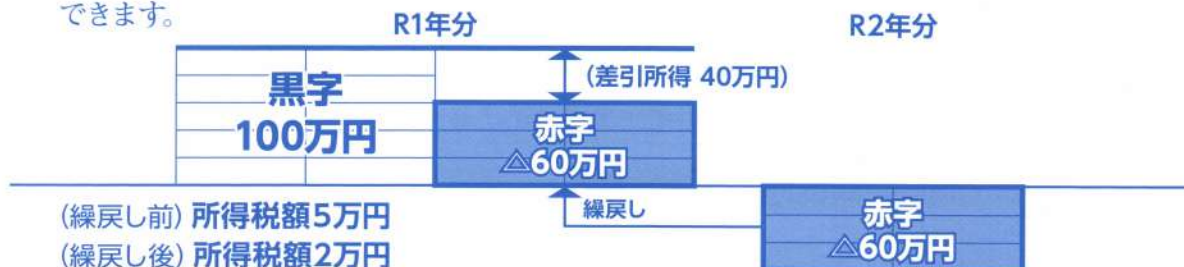
1 純損失の繰越し

事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年間にわたり各年分の所得から差し引けます。



2 純損失の繰戻し

損失額を前年分の所得に繰り戻して差し引きし、前年分の所得税額の還付を受けることができます。



※3万円の所得税の還付を受けることができます。

(税額は所得税の算定税率5%で計算しています。)

署長講演会

10月20日(火)に銀座ブロッサムにて湯本京橋税務署長の講演会が開催されました。

演題は「新庁舎の完成を迎えて」と題しまして、明治42年に開設された京橋税務署の歴史についてお話頂きました。

またご自身の経験からの健康に関するアドバイスもお話頂きました。



京橋税務署・中央都税事務所の新庁舎移転のお知らせ



〈住所〉中央区新富2-6-1

京橋税務署
令和2年12月14日(月)執務開始

中央都税事務所
令和3年1月4日(月)執務開始

中央都税事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■ 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小事業者等(※2)で令和3年2月1日(月)までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。



申告期限(令和3年2月1日)を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



詳しくは、主税局HPをご覧ください。

主税局 コロナ 検索

事業用家屋について・・・資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班
償却資産について・・・資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班

